

2022年11月22日

各位

株式会社東急コミュニティー
代表取締役社長 木村 昌平

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分について（ご報告）

弊社は、以下の通り国土交通省関東地方整備局より「マンションの管理の適正化法の推進に関する法律」に基づく監督処分（指示処分）を受けましたので、事案の詳細含めご報告申し上げます。

弊社と致しましては、この度の監督処分を厳粛に受け止め深く反省するとともに、お客様ならびに関係者の皆様に多大なるご迷惑をお掛け致しましたこと深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、今後もより一層のコンプライアンス強化を図りお客様の信頼回復に向け取り組んでまいります。

記

1. 事案詳細

弊社が管理業務を受託している一管理組合様において、弊社が雇用していた管理員及び弊社が清掃業務を再委託している清掃会社雇用の清掃員が、本来管理組合の収入となる資源物（アルミ缶）売却代金の不正取得を行っていたことにより、管理組合財産に損害を与えました。

2. 国土交通省監督処分内容

(1) 処分年月日： 2022年11月22日

(2) 根拠法令： マンションの管理の適正化の推進に関する法律第81条第1号

(3) 処分内容： 指示処分

① 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

ア 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し、速やかに周知徹底すること。

イ 法及び関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に実施すること。

ウ 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。

エ 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。

② 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。）を令和4年12月21日までに文書をもって報告すること。また、令和5年5月22日までに当該措置の実施状況を報告すること。

(4) 処分理由 : 弊社が管理事務を受託している管理組合において、管理組合財産を、弊社の元従業員等による着服により毀損し、当該管理組合に損害を与えたもの。

3. 対象管理組合様への弊社の対応

対象管理組合様には、お詫びを申し上げ事実の詳細報告と併せ被害総額を返納させていただきました。

4. 本件事案に対する再発防止策

(1) 資源物の取り扱いに対する管理体制の再整備

再発防止に向け、以下事項の対応を行うことと致します。

- ① 現地管理室における現金取扱い禁止の徹底
- ② 資源回収業者と管理組合との契約締結推進による資源物売買処理の明確化
- ③ 管理組合毎の資源物取り扱い状況の明確化（マンション内における資源物取り扱い状況の掲出を管理組合に対し提案）
- ④ 管理組合決算書における収入明細の記載徹底による会計の透明性確保

(2) 社内教育

社内研修において、本件再発防止策の周知徹底を図るとともに、全従業員のコンプライアンスに対する意識向上を継続的に努めて参ります。

以上